## 議案第79号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月8日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 附 則

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例) 第56条 所得割の納税義務者の選択により、法附 則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下こ の条において「特例損失金額」という。)について は、平成22年において生じた法第314条の2第 1項第1号に規定する損失の金額として、この条例 の規定を適用することができる。この場合におい て、第20条の規定により控除された金額に係る当 該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年 度分の市民税に関するこの条例の規定の適用につい ては、平成23年において生じなかったものとみな す。

- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者 の同項の規定により適用される第20条の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年 以後の各年において生じたものである場合における 前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」と する。
- 3 第1項前段の場合において、第20条の規定に より控除された金額に係る特例損失金額のうちに、 同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令 第48条の6第1項に規定する親族の有する法附

則第42条第3項に規定する資産について受けた 損失の金額(以下この条において「親族資産損失 額」という。)があるときは、当該親族資産損失 額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市 民税に関するこの条例の規定の適用については、 平成23年において生じなかったものとみなす。

- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第20条の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第28条第 1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限 後において市民税の納税通知書が送達される時まで に提出されたもの及びその時までに提出された第2 9条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定 の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これ らの申告書にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限 り、適用する。

<u>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除</u> の適用期間の特例)

第57条 所得割の納税義務者が前年分の所得税に つき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号) 第13条第1項の規定の適用を受けた場合における 附則第15条の3及び附則第15条の3の2の規定 の適用については、附則第15条の3第1項中「租 税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあ るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29 号)第13条第1項の規定により読み替えて適用さ れる租税特別措置法第41条又は同項の規定により 適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、 「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第 45条第2項の規定により読み替えて適用される法 附則第5条の4第6項」と、附則第15条の3の2 第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1項の規定により読み替えて適用される租税特別措 置法第41条又は同項の規定により適用される租税 特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条 の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2 項の規定により読み替えて適用される法附則第5条 の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特 別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律第13条第1項の規定により適用

される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

<u>(東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等</u>)

第58条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号とは第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

法附則第56条第1項に規定する被災住宅用 地の上に平成23年度に係る賦課期日において存 した家屋の所有者及び家屋番号

当該年度に係る賦課期日において法附則第5 6条第1項(同条第2項において準用する場合及 び同条第6項(同条第7項において準用する場合 を含む。)の規定により読み替えて適用される場 合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地 を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の 敷地の用に供する土地として使用することができ ない理由

前3号に掲げるもののほか、市長が固定資産 税の賦課徴収に関し必要と認める事項

- 2 法附則第56条第1項(同条第2項において準 用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に 係る平成24年度から平成33年度までの各年度分 の固定資産税については、第83条の規定は適用し ない。
- 3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用 土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の案分の申出は、同項 に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この 項において「特定被災共用土地納税義務者」とい う。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる 事項を記載した申出書を市長に提出して行わなけれ ばならない。

## 代表者の住所及び氏名

特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地 積並びにその用途

特定被災共用土地に係る法附則第56条第3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番 号、種類、構造及び床面積並びにその用途 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏 名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当 該特定被災共用土地に係る持分の割合

法附則第56条第3項の規定により案分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当 該割合の算定方法

4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共 用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の案分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

## 附 則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正(附則第57条に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。
- 第2条 この条例による改正後のさいたま市市税条例附則第56条及び第58条の規 定は、平成23年4月27日から適用する。